

「気象警報」発令時等における登校

中学校部・高等学校 2022.4.26.

(2018.10.5.改訂版)

香芝市または居住地域のいずれかに警報が発令されている場合は、以下の通りとする。

- ① 大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令されている場合
- ・午前 6 時の段階で解除されていないときは自宅待機とする。
 - ・午前 6 時までに解除されたときは平常授業とする。
 - ・午前 7 時 30 分の段階で解除されていないときはさらに自宅待機とする。
 - ・午前 7 時 30 分までに解除されたときは 2 時限目より授業を開始する。
 - ・午前 9 時の段階で解除されていないときは家庭学習日とする。
 - ・午前 9 時までに解除されたときは 3 時限目より授業を開始する。

※上記の場合、学校への連絡は必要としない。ただし、警報解除後も登校できない状況にあるときは、その旨と遅れて登校するか家庭学習とするかを学校に連絡する。その判断は、保護者に一任する。

※スクールバス配車・北門解錠時刻

香芝市の警報解除時刻を基準とする。

2 時間目より授業の場合

関屋	9:20 ~ 9:40	ピストン運行
上ノ太子	9:20, 9:30	発
高井田	9:20	のみ
北門	9:20 ~ 9:40	

3 時間目より授業の場合

関屋	10:30 ~ 10:50	ピストン運行
上ノ太子	10:30, 10:40	発
高井田	10:30	のみ
北門	10:30 ~ 10:50	

② その他の警報が発令されている場合

- ・平常通り授業を行うが、登校は地域の状況に応じて保護者が判断する。
- ・登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡する。

③ その他

- ・大雨、崖崩れや増水などで生徒の通学に危険が予想される場合の登校は保護者が判断し、登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡する。
- ・普段通学に利用している交通機関の運行が中止されている場合は、自宅待機とし、学校に連絡する。

④ 備考

- ・「気象警報」の発令については、テレビなどの公共放送あるいは気象庁のホームページなどを用い各自で確認する。
- ・登校後、警報が発令された場合は、安全を第一に状況を確認し、学校待機や下校などの判断を行う。
- ・学校への問い合わせは、殺到すると緊急の連絡に支障が生じるので、最小限にとどめる。